

秋の行政相談所開設について

行政について困っていることや分からないことを行政相談委員に相談してみませんか

お問い合わせ先

総務課・各支所地域振興課

末吉 ☎ 0986-76-8801 財部 ☎ 0986-72-0931 大隅 ☎ 099-482-5921

会場	実施日	時間	場所	行政相談委員
財部地区	10月22日(火)	午前10時 ～午後3時	財部保健福祉センター (0986-72-0460)	池田 睦朗
末吉地区	10月24日(木)		末吉中央公民館 (0986-76-1120)	稲留 正文
大隅地区	10月24日(木)		大隅中央公民館 (099-482-0068)	鮫島 一郎

総務大臣より委嘱されている行政相談委員が、国の仕事に関する疑問や要望などの相談に応じます。
 当市担当の相談委員が、相談所を開設しますのでお気軽にご相談ください。
 相談は無料、秘密はかたく守られます。

児童扶養手当等の手当額が変わります

お問い合わせ先

財部支所 福祉事務所 児童社会福祉係 ☎ 0986-72-0936

本 庁 保 健 課 福 祉 係 ☎ 0986-76-8807

大隅支所 保健福祉課 福 祉 係 ☎ 099-482-5925

手当の種類	平成25年9月分まで(月額)	平成25年10月分から(月額)
児童扶養手当	子1人、全部支給の場合 41,430円	子1人、全部支給の場合 41,140円
	子1人、一部支給の場合 41,420円～9,780円	子1人、一部支給の場合 41,130円～9,710円
特別児童扶養手当	1級 50,400円	1級 50,050円
	2級 33,570円	2級 33,330円
特別障害者手当	26,260円	26,080円
障害児福祉手当	14,280円	14,180円



※法律に基づく改定

子育てふれあいひろば

1日は大隅弥五郎伝説の里で育児講座を開催します。
16日は財部保健福祉センターで育児講座を開催します。

お問い合わせ先

曾於市子育て支援センター ☎ 0986-76-6565 (直通)
子育て携帯サイトすまいるキッズ <http://www.smile-kids.jp/sooshi>



日	月	火	水	木	金	土
		10/1 講座	2 ひろば	3 親子	4	5
6	7	8 ひろば	9 ひろば	10 親子	11	12
13	14	15 ひろば	16 講座	17 親子	18	19
20	21	22 ひろば	23 ひろば	24 親子	25	26
27	28	29	30 運動会	31		

◆親子ビクス(10月1日)
対象 就学前のお子さま
講師 田鍋いずみ先生
※バスタオル、飲み物持参
◆フワアアレンジメント(10月16日)
講師 片平幸美さん
参加費 八〇〇円
申込期限 10月11日(金)
◆身体測定・健康相談(10月23日)
母子手帳をご持参ください。
保健師による健康相談もあ
ります。
◆ミニミニうどんどうかい(10月30日)
あかちゃんハイハイ競争な
ど、楽しいプログラムが満載で
す。

場所 生きいき健康センター

※子育て支援センターは、キッズルーム開放・育児相談を実施しています。

キッズルーム開放 午前10時～午後3時(月曜日～金曜日) 育児相談 午前9時～午後4時(月曜日～金曜日)

親子ふれあい遊び 午前10時～11時30分 ●会場：生きいき健康センター

子育てひろば 午前10時～11時30分 ●会場：大隅弥五郎伝説の里 ●会場：財部保健福祉センター

育児講座 午前10時～11時30分 ●会場：大隅弥五郎伝説の里(1日)

●会場：財部保健福祉センター(16日)

国民年金のはなし

お問い合わせ先

市民課・各支所地域振興課 末吉 ☎ 0986-76-8805 大隅 ☎ 099-482-5923
財部 ☎ 0986-72-0934

年金移動相談所開設日

期日	時間	場所
10月3日(木) (予約受付9月26日～)	午前10時～ 午後3時	財部保健福祉 センター
11月7日(木) (予約受付10月31日～)		大隅支所別館 2階大会議室

鹿屋年金事務所による移動相談所が開かれます。日程・場所は上記のとおりです。

相談は無料ですが、予約が必要です。

予約のない方の相談はできませんので、ご了承ください。

○国民年金保険料は、便利・安心・確実な口座振替で国民年金保険料の納め忘れはありませんか。納付には、便利で安心、確実な口座振替をおすすめします。口座振替は、全国の銀行・郵便局・農協・信用金庫・信用組合・労働金庫で利用できます。市役所国民年金係または年金事務所、金融機関窓口で申し込むことができます。またクレジットカードでの支払いも可能です。○必要なもの 年金手帳・通帳・口座届出印 ※口座振替・クレジットカードでの納付が開始されるまで、申し込んでから2カ月ほどかかります。○後納制度をご存じですか 平成24年10月から3年間に限り、過去10年以内の納め忘れた保険料を納めることができる、後納制度を利用することができます。保険料を納めて頂くことで、将来の年金額を増やしたり、年金の受給権につなげたりできるようになります。国民年金保険料専用ダイヤル 0570・011・050 または鹿屋年金事務所へお問い合わせ下さい。

平成 25 年度インフルエンザ予防接種のお知らせ

お問い合わせ先

保健課 健康増進係

☎ 0986-76-8806



インフルエンザの予防に備え、平成25年度は生後6か月児（高校3年生相当の市民並びに満65歳以上の市民を対象に予防接種の補助を行います。インフルエンザに感染しても、重症化につながらないように早めの接種をお願いします。

補助の対象者

生後6か月児～高校3年生に相当する市民（平成8年4月1日までに生まれた市民）

満65歳以上の市民（ただし、60歳～65歳未満の方で心臓・腎臓・呼吸器等で身体障害者手帳を保持している方も対象）

補助期間

平成25年10月1日

～平成26年1月31日

補助医療機関

原則として、曾於市内にある医療機関。ただし、鹿児島県内の他市町村に主治医のある方は、その医療機関でも可能です。なお、現在入院・入所中の方は、他県の医療機関でも可能となりますが、事前に医療機関との契約が必要となります。接種される前に、必ず保健課へお問い合わせください。

補助内容

<曾於市内の医療機関>

予防接種名	対象者	市補助額	個人負担額	
インフルエンザ	生活保護受給者	生後6か月児～13歳未満	1回目：3,000円 2回目：3,000円	全額無料
		13歳～19歳未満	1回目：3,000円	
		満65歳以上	1回目：3,000円	
		上記以外の人	生後6か月児～13歳未満	
	13歳～19歳未満		1回目：1,500円	1回目：1,500円
	満65歳以上		1回目：1,500円	1回目：1,500円

<曾於市外の医療機関>

予防接種名	対象者	市補助額	個人負担額	
インフルエンザ	生活保護受給者で、入院・入所中の人	生後6か月児～13歳未満	1回目：3,000円 2回目：3,000円	接種料の差額分
		13歳～19歳未満	1回目：3,000円	
		満65歳以上	1回目：3,000円	
		上記以外の人で、入院・入所中の人	生後6か月児～13歳未満	
	13歳～19歳未満		1回目：1,500円	
	満65歳以上		1回目：1,500円	

軽度・中等度の難聴児に対する補聴器の購入費用の助成について

お問い合わせ先

財部 福祉事務所 社会福祉係 ☎ 0986-72-0936
 末吉 保健課 福祉係 ☎ 0986-76-8807
 大隅 保健福祉課 福祉係 ☎ 099-482-5925

平成25年度から鹿児島県の補助を受け、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児に対して、日常生活における言語獲得、コミュニケーション能力の向上及び知識技能の習得等に寄与するため、補聴器の購入費用の一部を助成します。

対象となる児童

次の各号のいずれにも該当する18歳未満の児童

- (1) 曾於市に住所を有していること。
 - (2) 両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満で、身体障害者手帳の交付対象とならないこと。※身体障害者手帳の対象の可否について、一度申請を行っていただき、却下された方を対象とします。
 - (3) 補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると身体障害者福祉法第15条第1項に規定する都道府県知事の定める耳鼻咽喉科の医師により判断されていること。
- ※対象となる年度の市町村民税の所得割額が46万円以上の方がいる世帯は対象となりません。

助成額

下記の表に掲げる補聴器の種類ごとの1台当たりの基準価格と希望する補聴器の見積額を比較して、少ない方の

額の3分の2以内の額を助成します。

必要書類等（申請時）

- ① 難聴児補聴器購入費用助成金交付申請書
- ② 交付意見書（医師作成）
- ③ 補聴器の見積書
- ④ 補聴器の仕様書
- ⑤ 印鑑
- ⑥ その他（課税証明書等）

その他

助成に関する詳しい内容については、担当窓口までお問い合わせください。



補聴器の種類	一台あたりの基準価格
軽度・中等度難聴用 ポケット型	四三、二〇〇円
軽度・中等度難聴用 耳かけ型	五二、九〇〇円
高度難聴用 ポケット型	四三、二〇〇円
高度難聴用耳かけ型	五二、九〇〇円
重度難聴用 ポケット型	六四、八〇〇円
重度難聴用耳かけ型	七六、三〇〇円
耳あな型 (レディメイド)	九六、〇〇〇円
耳あな型 (オーダーメイド)	一三七、〇〇〇円
骨導式ポケット型	七〇、一〇〇円
骨導式眼鏡型	一二七、二〇〇円

※軽度・中等度難聴用ポケット型から耳あな型（レディメイド）について、イヤモールドを必要としない場合は基準価格から九千円を除き、骨導式眼鏡型で平面レンズを必要としない場合は、基準価格から一枚につき三六〇〇円を除きます。

思いやりそお市民祭「そお市グルメ街道」出店者募集

お問い合わせ先

経済課ブランド推進室

☎ 0986-76-8808 FAX0986-76-7285

安心安全な地元食材を市内外にアピールし、曾於市の特色ある食品の消費拡大をはかるため、市民祭会場内に「そお市グルメ街道」を設置し、出店者を募集します。

開催日時

11月9日(土) 午前10時～午後5時
10日(日) 午前10時～午後5時

場所

栄楽公園グラウンド内特設会場

資格

曾於市内の商工業者・個人団体等

出品グルメの内容

① 既存のもの、又は新規開発したグルメ

② 調理加工され、会場内で飲食できるもの

申込方法

出店申込書に必要事項を記入の上、出店料及び付帯設備使用料を添えて申し込む

申込先

曾於市役所 経済課

申込期限

平成25年10月15日(火) 必着

募集店舗数

50店舗(先着順)



秋の農作業事故ゼロ運動

ベテランの慣れと疲れが事故のもと農作業はもちろん行きと帰りも要注意!

お問い合わせ先

経済課・各支所地域振興課

末吉 ☎ 0986-76-8808 財部 ☎ 0986-72-0938 大隅 ☎ 099-482-5950

今年に入り県内では農作業死亡事故が9件発生(平成25年8月23日現在)、うち7件は大隅地域で発生したことから、大隅地域に対し「農作業死亡事故多発警報」が発令されました。
農繁期となり忙しい時期ですが、悲惨な事故を無くすためにも、次のことに注意して農作業に取り組みましょう。

- ① 機械や作業場所の点検整備を行い「ヒヤリ・ハット」の危険箇所を共有する。
- ② 出かける前に家族に一声かけ、いつでも連絡がとれるよう携帯電話を忘れない。
- ③ 農作業は計画的に行い、こまめな休憩・水分補給を行って無理をしない。
- ④ ゆとりを持った無理のない農作業を行いましょう。
- ⑤ 機械のほ場へ搬入出の際は、段差や路肩に十分注意して、機械の転落・転倒事故を未然に防ぎましょう。
- ⑥ 農作業中の災害に備え、労災保険等に加入する。



税チャンネル ～納税があなたを支えます！～

お問い合わせ先

税務課・各支所地域振興課 税務係

末吉 ☎ 0986-76-8804 大隅 ☎ 099-482-5922

財部 ☎ 0986-72-0932

国民健康保険税について

「国保とは」

病气やけがに備えて**加入者のみなさんがお金を出し合い、医療費の補助などにあてる助け合いの制度**です。職場の健康保険・後期高齢者医療制度に加入している人や生活保護を受けている人を除くすべての人が、国保に加入します。

世帯に国保の方が1人でもいると**「世帯主」に納税義務が生じます**。

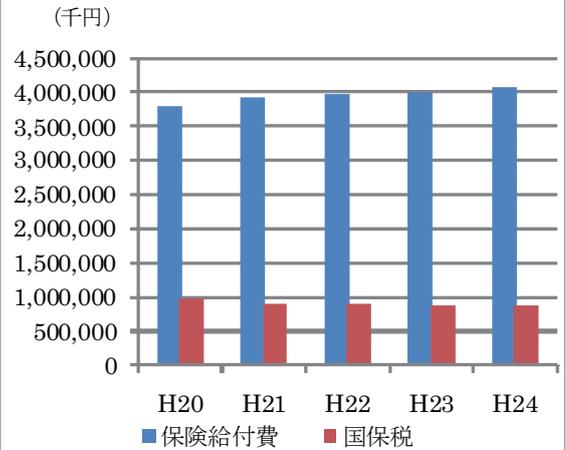
昨年度、みなさんが納めた曾於市の「国保税」は、約8億8千万円となっており、対して保険給付費は約40億7千万円（療養費・療養給付費が約35億6千万円、高額療養費が約5億1千万円）となっています。

不足分は、国・県補助金及び市の一般会計からの繰入、基金の取り崩し等により補っています。

また、平成24年度の滞納額は約4千8百万円となっており、保険給付が年々増加する中で、大変厳しい状態が続いています。

国保税を滞納すると、高額療養費等の払い戻しが差し止められたり、期限付きの短期被保険者証や資格証明書（病院等にかかった時の医療費が全額負担）が交付されます。

曾於市の保険給付費と国保税収



税務課は、収入や世帯の状態から公平な課税を行い、それをほとんどの国保世帯が納めています。「病院に行かないから」とか「生活が苦しいから」といって納めないのは理由になりません。

「国保」は、助け合いの制度です。国保税を納めることで、自分はもちろん、みんなが安心して医療を受けられます。**納める人が不公平を感じないよう、滞納者に対しては、納付を厳しく追求していきます。**

また、何らかの理由で納めることが困難な場合は、早めに税務課へご相談ください。納付も相談もない場合は、滞納処分（差押え）を行うこととなります。

今月（10月）の納期について

- 市県民税 3期
- 国民健康保険税 5期
- 介護保険料 5期
- 後期高齢者医療保険料 5期

※口座振替をされている方は、10月31日に振替えますので残高のご確認をお願いします。

※国保税を納める義務は、世帯主にあります。

※社会保険等から脱退した場合は、国保への加入手続きを必ず行ってください。国保への加入日は、届けた日ではなく社会保険等を喪失した日からとなりますので、早めに届けてください。遅れると遡って課税され、滞納の要因となりかねません。

8020 達成者表彰

80 歳になっても 20 本以上自分の歯を保とう

お問い合わせ先

保健課 健康増進係
☎ 0986-76-8806



8020 達成表彰者

(敬称略)

氏名	住所(自治会)	年齢・本数	氏名	住所(自治会)	年齢・本数
堂園 フヂ	大隅町中之内(西笠木)	95 歳 22 本	吉永 廣海	末吉町二之方(寺田西)	80 歳 26 本
山田 テル	大隅町岩川(菅牟田)	88 歳 21 本	逆瀬川 節子	大隅町中之内(中園)	80 歳 25 本
山元 道生	財部町南俣(町)	84 歳 25 本	坂口 千夜子	大隅町中之内(元八幡)	80 歳 21 本
谷口 文雄	末吉町二之方(菅渡東)	83 歳 24 本	月野 鐵雄	末吉町南之郷(柿木下一区)	80 歳 24 本
徳丸 ノブ	財部町南俣(七村)	83 歳 20 本	上山 巧	大隅町大谷(大路)	80 歳 22 本
向田 アサ子	末吉町岩崎(南大澤津)	83 歳 23 本	高木 秀久	末吉町上町(新地)	80 歳 20 本
湯田 忠弘	大隅町中之内(郷田)	81 歳 25 本	山下 達夫	大隅町中之内(東笠木)	80 歳 27 本
徳石 チエ	財部町下財部(高塚)	81 歳 20 本	馬庭 豊	大隅町岩川(竹山)	80 歳 29 本

第9回曾於市社会福祉大会が8月25日(日)末吉総合センターで開催され、各種功労者表彰や感謝状贈呈が行われました。その中で8020達成者の表彰があり、16名の方が表彰されました。

8020を達成するには、小さい頃からの規則正しい食習慣と手入れが大切です。健康な口は、全身の健康の入り口です。みなさんも歯と口の健康づくりに心がけましょう。

平成25年度 市民ウォーキング

日時 平成25年10月10日(木)(雨天決行) 午前9時～

集合 悠久の森入り口駐車場

コース 悠久の森コース(財部町大川原)

持参する物 運動できる服装、ウォーキングできる靴、リュック、帽子、飲物等

お問い合わせ 曾於市役所保健課健康増進係 ☎ 0986-76-8806



ご寄附がありました

(8月受付分)

●曾於市思いやりふるさと寄附金 (ふるさと納税)

1件 6千円

この寄附制度は、平成20年度に始まり、平成25年8月末時点で、

196件

1838万8965円

となっております。寄附者の意向に沿った事業に活用させていただいています。

●山中貞則顕彰記念事業寄附金

7件 377万円

この寄附金は、末吉町深川の故山中貞則先生の自宅を購入し、顕彰記念館として管理運営していく経費に活用させていただいています。平成22年度に始まり、平成25年8月末時点で、

330件

2億3577万7827円

となっております。寄附金目標額は、5億円です。

*市では、ご厚意に深く感謝申し上げます。いただいたきまきまを、有効に活用させていただきます。



住宅の新築・購入、おめでとうございます！

住宅取得祝金等支給制度について

曾於市では、人口減少に歯止めをかけるため、また、市内商工業の活性化を図るために、住宅取得祝金等支給制度を実施しております。**住宅を取得された方で、対象者となる方は、申請をしてください。**

お問い合わせ先

末吉本庁 企画課 まちづくり推進係 TEL 0986-76-8802
 大隅支所 地域振興課 地域振興係 TEL 099-482-5921
 財部支所 地域振興課 地域振興係 TEL 0986-72-0931

1. 制度の目的	曾於市では、定住促進を図るため、住宅を新築または購入した方に対し、お祝として現金と市商工会が発行する商品券を支給いたします。商品券で支給することにより、市内経済の活性化を図ることも目的としています。
2. 対象者	・市内に居住するため住宅を新築または購入した方。 ※4. 注意点（対象外等）を参照してください。
3. 支給の金額等	(基本の祝金等) 1. 市内業者による新築 商品券 10万円分+現金 10万円=計 20万円分 2. 市外業者による新築 商品券 5万円分+現金 5万円=計 10万円分 3. 未入居の建売住宅購入 商品券 5万円分+現金 5万円=計 10万円分 4. 上記以外の中古住宅購入 商品券 2万5千円分+現金 2万5千円=計 5万円分 (転入者加算) 5. 上記1～4の対象者で、転入して1年以内の方に対して、商品券5万円分+現金5万円=計10万円分を加算。 ※注) 本市から他の市町村へ転出し、転出後3年以内の再転入は対象外とする。
4. 注意点(対象外等)	1. 新築・購入の日 は、法務局の登記(新築・所有権移転)の日付を基準とします。 2. 新築・購入の日以後1年以内に申請してください。 3. 転入日以後1年経過してからの住宅取得は、転入者加算の対象外とします。 4. 市の定住促進住宅用分譲地への新築は、対象外とします。 5. 市税等の滞納者は、対象外とします。 6. 住宅リフォーム促進補助金、危険廃屋解体撤去補助金との併用申請は、認められません。 7. 中古住宅とは、居住が可能で耐用年数が10年以上見込まれるものです。



左は8月29日に行われた住宅取得祝金等交付式の写真

住宅の建築やお買い物は
市内のお店で！
みんなの力で、
ますます住みよいまちに！